

件名	愛媛県議会委員会条例の一部を改正する条例
主管課	財政課
根拠法令等	
<p>【改正の概要】</p> <p>現在設置されている6常任委員会のうち、2委員会の名称変更及び所管事項の改正。</p> <p>【名称】 総務企画国体委員会→総務企画委員会 文教警察委員会→<u>スポーツ文教警察委員会</u></p> <p>【所管事項】 総務企画委員会</p> <p>ア 総務部の所掌に属する事項</p> <p>イ 企画振興部の所掌に属する事項</p> <p>ウ えひめ国体推進局の所掌に属する事項 (削除)</p> <p><u>ウ 出納局並びに選挙管理委員会、人事委員会、監査委員及び議会事務局の所掌に属する事項</u></p> <p>スポーツ文教警察委員会</p> <p><u>ア スポーツ・文化部の所掌に属する事項 (追加)</u></p> <p><u>イ 教育委員会の所掌に属する事項</u></p> <p><u>ウ 公安委員会の所掌に属する事項</u></p>	
施行日	平成30年4月1日
<p>【その他参考事項】</p>	